財務部契約課

競争入札案件における手持工事件数の制限に関する基準の改正について

このことについて、下記のとおり改正する。

記

1 改正内容

(1)改正後

| 種類 区分 | 解除条件付一般競争 入札に付す工事※ 1 | 解除条件付一般競争 入札に付す工事 (専門工事)※2 | 解除条件付指名競争 入札に付す工事 |
|-------|-------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 市内業者 | 5件 | 2件 | 2件 |
| 準市内業者 | 3件 | 1 件 | 1 件 |
| 市外業者 | 1件 | 1件 | 1件 |

なお、電子調達サービスにおける業種番号 48「エレベーター」の工事で、かつ昇降 機メーカーに発注する場合は、手持工事件数の制限を解除する。

- ※1 土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び造園工事
- ※2 ※1以外の工事

(2)改正前

| 種類 区分 | 解除条件付一般競争 入札に付す工事 | 解除条件付指名競争 入札に付す工事 |
|-------|----------------------|----------------------|
| 市内業者 | 5件 | 2件 |
| 準市内業者 | 3件 | 1 件 |
| 市外業者 | 1件 | 1 件 |

2 その他

本改正以外の基準については、なお、従前の例による。

※平成30年(2018年)3月31日付けで周知した「競争入札案件における手持工事件数の制限に関する基準について」参照

3 適用日

令和2年(2020年)9月1日

一般競争入札の対象案件は、令和2年(2020年)9月1日以後に公告する工事から、指 名競争入札の対象案件は、令和2年(2020年)9月1日以後に指名する工事から適用する。

《問い合わせ》

八王子市財務部契約課 工事契約担当

(直) 042-620-7215

(内) 2314~2316